

公募説明会（令和7年10月30日） 質疑応答

No.	質問	回答
1	令和8年度から、現運営法人による運営を引き継ぐ形ということでよいか。	そのとおり。令和8年3月31日までは現運営法人、4月1日からは新運営法人での営業となる。
2	当方の都合でどうしても運営できない週が生じてしまっても問題ないか。 また、事前にいつまでに申し出が必要か。	農産物の収穫スケジュールの関係で、基本的には年間を通じた継続的な運営が望ましいが、頻度によっては、運営法人側の申し出による休業も可能。 休業日については、利用者へ緑区ウェブサイト等で事前に周知するため、おおよそ1か月前には決定していることが望ましく、1か月前を目安にお申し出いただきたい。
3	農産物が少ない時期に、農家の都合で直売所が休みになることはあるのか。 また、その場合はどのくらい前に休みになることがわかるか。	端境期（8月）や年末年始の時期は、生産者の会又は緑区の都合により、販売を休業することがあり、その場合は運営法人と調整し決定する。 休業日は、おおよそ1か月前には決定し、緑区ウェブサイト等で事前に周知する。 その他、営業日に台風等が予測される際は、突発的な休業について、運営法人側で、緑区や生産者の会との調整をお願いしたい。
4	生産者の会から納品される農産物が重複した際に、価格や数量等の協議が可能のことだが、納入される商品は事前にわかるのか。	毎月月末に、翌月に入荷予定の品目は事前に確認できるが、当日納品される品目・数量は、当日にならないとわからない。よって、数量や価格等の協議は、次回の営業日（納品日）までに事前に実施する必要がある。
5	農産物の集荷は、営業当日に行うのか。	農産物の鮮度の関係上、当日にお願いしたい。

No.	質問	回答
6	農産物のポップは、農作物が納品されてからその場で作成するのか。	毎月月末に、翌月に入荷予定の品目は事前に確認できるため、基本的には事前に準備できる。また、ポップは一度ラミネートで作成すれば使いまわせる（マジックでその日の値段を記入し、その日の営業が終わったら消すという形）。
7	農産物のポップは、だれが作成するのか。	緑区が用意するラミネートフィルムを用いて、運営法人側で作成する。
8	緑区と事前に協議・調整の上、自主製品を販売してよいか。 また、協議・調整は販売の都度行う必要があるか。	本事業の趣旨に反しない範囲であれば、緑区との事前協議の上で可能。 また、事前協議で大まかな内容（例：手芸品、焼き菓子等）が合意できれば、合意内容の範囲の製品を販売する分には、都度の協議は不要。